

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) ページ

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の表知事直轄組織の部に次のように加える。

次長(災害検証委員会事務局担当)

一人

上司の命を受け、災害検証委員会に關し特に命ぜられた事務を總括的に処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報号外毎週(火曜日)(金曜日)発行(休日に当たる)ときは翌日

平成二十二年九月三日

平成二十二年九月三日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター